

令和2年2月27日～同年9月30日休暇取得分

「新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース詳細」

欄は自動計算機能が付いています。

事業所名:	法人番号:	雇用保険被保険者分
-------	-------	-----------

1	労働者氏名		雇用保険被保険者番号		↓過去の申請と重複した期間の申請はできません。						
	算定基礎	(1)賃金形態	(2)通常の賃金額	(3)1ヶ月の所定労働日数	(4)1日の所定労働時間	(5)日額換算賃金額	(6)時間額換算額 (5)÷(4)	有給休暇の休暇付与実績			
				円	日	時間	円	円	(7) 日	(8) 時間	(9) 日
	支給申請額	9月4月分	(11)日額換算賃金額 (調整後)	円	(12)合計日数総額 (9)×(11)	円	(13)合計時間総額 (6)×(10)	円	(17)支払賃金相当額 (12)+(13)+(15)+(16)		(18)うち加算相当額 (5)が8,370円を上回る場合
以前3月分		(14)日額換算賃金額 (調整後)	円	(15)合計日数総額 (7)×(14)	円	(16)合計時間総額 (6)×(8)	円				

2	労働者氏名		雇用保険被保険者番号		↓過去の申請と重複した期間の申請はできません。						
	算定基礎	(1)賃金形態	(2)通常の賃金額	(3)1ヶ月の所定労働日数	(4)1日の所定労働時間	(5)日額換算賃金額	(6)時間額換算額 (5)÷(4)	有給休暇の休暇付与実績			
				円	日	時間	円	円	(7) 日	(8) 時間	(9) 日
	支給申請額	9月4月分	(11)日額換算賃金額 (調整後)	円	(12)合計日数総額 (9)×(11)	円	(13)合計時間総額 (6)×(10)	円	(17)支払賃金相当額 (12)+(13)+(15)+(16)		(18)うち加算相当額 (5)が8,370円を上回る場合
以前3月分		(14)日額換算賃金額 (調整後)	円	(15)合計日数総額 (7)×(14)	円	(16)合計時間総額 (6)×(8)	円				

3	労働者氏名		雇用保険被保険者番号		↓過去の申請と重複した期間の申請はできません。						
	算定基礎	(1)賃金形態	(2)通常の賃金額	(3)1ヶ月の所定労働日数	(4)1日の所定労働時間	(5)日額換算賃金額	(6)時間額換算額 (5)÷(4)	有給休暇の休暇付与実績			
				円	日	時間	円	円	(7) 日	(8) 時間	(9) 日
	支給申請額	9月4月分	(11)日額換算賃金額 (調整後)	円	(12)合計日数総額 (9)×(11)	円	(13)合計時間総額 (6)×(10)	円	(17)支払賃金相当額 (12)+(13)+(15)+(16)		(18)うち加算相当額 (5)が8,370円を上回る場合
以前3月分		(14)日額換算賃金額 (調整後)	円	(15)合計日数総額 (7)×(14)	円	(16)合計時間総額 (6)×(8)	円				

(19)対象労働者数計	人	(20)有給休暇の休暇付与実績日数(7)・(9)合計	日	(21)有給休暇の休暇付与実績時間数(8)・(10)合計	時間	(22)支給申請額(17)合計	円	(23)うち加算相当額(18)合計	円
-------------	---	----------------------------	---	------------------------------	----	-----------------	---	-------------------	---

※ 対象労働者が4人以上の場合は、本様式を追加提出してください。

申請した労働者について、特定求職者雇用開発助成金等、他の助成金について受給・申請(予定含む)している(どちらかに○つけてください)。	はい	(「1. はい」の場合は)助成金名称及び該当する対象労働者一覧の番号を記載ください。
	・	助成金名( )
	いいえ	対象労働者番号( )

## 【記載要領】

1. 本様式は、雇用保険被保険者を対象労働者として申請する場合に使用するものです。雇用保険被保険者以外の方は本様式では支給申請ができません。また、本申請書は令和2年2月27日から同年9月30日までに取得した休暇分についてのものとなります。令和2年10月1日から同年12月31日までに取得した休暇分については別途の申請様式となります。
2. 「(1)賃金形態」欄は、月給制(完全月給制、日給月給制を含む)、日給制、時給制、週給制、年俸制、出来高払制、その他(月や週以外の一定の期間によって定められている場合をいいます。以下同じ。)のいずれかを記載してください。
3. 「(2)通常の賃金額」欄は、有給休暇(労働基準法第39条に基づく年次有給休暇は含みません。以下同じ。)の日における通常の賃金額(月給制は有給休暇の日を含む月の通常の賃金、日給制は有給休暇の日の日給の通常の賃金、時給制は有給休暇の日の時給の通常の賃金。週給制は有給休暇取得の日を含む週給の通常の賃金、出来高払制等は有給休暇の日を含む賃金算定期間(当該期間に出来高払制によって計算された賃金がない場合においては、当該期間前において出来高払制によって計算された賃金が支払われた最後の賃金算定期間。)の通常の賃金)、その他は有給休暇の日を含む一定の期間における通常の賃金を記載してください。通常の賃金には、臨時に支払われた賃金、割増賃金のように所定労働時間外の労働に対して支払われる賃金等は含めないでください。
4. 「(3)1か月の所定労働日数」欄は、有給休暇を取得した日を含む月における1か月の所定労働日数を、賃金形態に関わらず記載してください。  
また、有給休暇を取得した日を含む月が複数の月にまたがる場合は、当該複数月の平均の所定労働日数を記入してください(小数点が出る場合は小数点以下を四捨五入)。  
なお、1か月の所定労働日数が変動する場合(シフト勤務制等)は、シフト表等により有給休暇を取得した日を含む月に予定されていた労働日数を記載してください。  
【例:3月(所定労働日が22日)に有給休暇6日を取得した場合、当該欄には22日と記載。】  
【例:2月(所定労働日19日)、3月(所定労働日23日)、4月(所定労働日22日)の場合、2月から4月の所定労働日の合計(64日)÷3=21.33日を平均所定労働日数21日と当該欄に記載。】
5. 「(4)1日の所定労働時間」欄は、有給休暇を取得した日における1日の所定労働時間を、賃金形態に関わらず記載してください。  
また、1日の所定労働時間が変動する場合(シフト勤務制等)は、シフト表等により有給休暇を取得した日に予定されていた1日の労働時間数を記載してください。シフト勤務により、1日の所定労働時間が異なる場合、各有給休暇取得日の所定労働時間数の合計を、有給休暇取得日の総日数で除した平均所定労働時間数を記入してください。  
なお、出来高払制の場合は、有給休暇を取得した日を含むその賃金算定期間における一日平均所定労働時間数を記載してください。  
(小数点第3位以下が生じるものについては小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを記載してください。【例:1日の所定労働時間が7時間30分の場合は「7.5時間」。1日の所定労働時間が7時間45分の場合は「7.75時間」】)
6. 「(5)日額換算賃金額」欄は、「(2)通常の賃金額」～「(4)1日の所定労働時間」を用いて日額換算した金額(小数点以下切り上げ)を記載ください。月給制の場合は「(2)通常の賃金額」を「(3)1ヶ月の所定労働日数」で除して得た額、日給制の場合は「(2)通常の賃金額」の額、時給制の場合は「(2)通常の賃金額」を「(4)1日の所定労働時間」で乗じて得た額を記載してください。週給制の場合は、「(2)通常の賃金額」の額をその週の所定労働日数で除した金額を記載してください。その他の場合は、月給制、日給制、時給制、週給制の場合の算定方法に準じて算定した金額を記載してください。出来高払制の場合は、有給休暇の日を含むその賃金算定期間において出来高払制計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間数で除した金額に、当該賃金算定期間における1日平均所定労働時間数を乗じた金額を記載してください。  
なお、日給制の場合は「(2)通常の賃金額」欄に記載した額と同額です。
7. 「(6)時間額換算額」欄は、調整前の日額賃金換算額をもとに算出しますので、「(5)日額換算賃金額」を「(4)1日の所定労働時間」で除した額(小数点以下切り上げ)を記載ください。  
なお、時給制の場合は「(2)通常の賃金額」欄に記載した額と同額です。
8. 「有給休暇の休暇付与実績」欄の(7),(8)欄は、令和2年2月27日～同年3月31日の間に本助成金の対象となる有給休暇を付与した日数・時間の合計を記載ください。有給休暇を取得した時間の合計が、1日に満たない時間数は(8)時間欄に時間数(30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は1時間に切り上げ。)を記載してください。  
【例1:7.5時間→8時間、例2:7.25時間→7時間】  
取得した休暇時間数の合計が1日の所定労働時間を超える場合は、1日の所定労働時間で除し、日数に繰り上げた上で、その残時間数を記載してください。  
【例:1日の所定労働時間が8時間の労働者が4時間の有給休暇を3回(合計12時間)取得した場合は、合計付与有給日数欄は「1日と4時間」と記載してください。】
9. 「有給休暇の休暇付与実績」欄の(9),(10)欄は、令和2年4月1日～同年9月30日の間に本助成金の対象となる有給休暇を付与した日数・時間の合計を記載ください。有給休暇を取得した時間の合計が、1日に満たない時間数は(10)時間欄に時間数(30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は1時間に切り上げ。)を記載してください。  
【例1:7.5時間→8時間、例2:7.25時間→7時間】  
取得した休暇時間数の合計が1日の所定労働時間を超える場合は、1日の所定労働時間で除し、日数に繰り上げた上で、その残時間数を記載してください。  
【例:1日の所定労働時間が8時間の労働者が4時間の有給休暇を3回(合計12時間)取得した場合は、合計付与有給日数欄は「1日と4時間」と記載してください。】

10. 「支給申請額」の「4月～9月分」の「(11)日額換算賃金額(調整後)」欄は、「(5)日額換算賃金額」欄に記載した額と15,000円を比較し、15,000円以下の場合は「(5)日額換算賃金額」の日額を、15,000円を超える場合には「15,000円」を記載してください。
11. 「(12)合計日数総額」欄は、「(9)」に記載した日数に「(11)日額換算賃金額」欄の日額を乗じた額を記載ください。
12. 「(13)合計時間総額」欄は、「(6)時間額換算額」に「(10)」に記載した時間数を乗じた額と15,000円を比較し、15,000円以下の場合は算出した額を、15,000円を超える場合には「15,000円」を記載してください。
13. 「支給申請額」の「3月以前分」の「(14)日額換算賃金額(調整後)」欄は、「(5)日額換算賃金額」欄に記載した額と8,330円を比較し、8,330円以下の場合は「(5)日額換算賃金額」欄の日額を、8,330円を超える場合には「8,330円」を記載してください。
14. 「(15)合計日数総額」欄は、「(7)」に記載した日数に「(14)日額換算賃金額」欄の日額を乗じた額を記載ください。
15. 「(16)合計時間総額」欄は、「(6)時間額換算額」に「(8)」に記載した時間数を乗じた額と8,330円を比較し、8,330円以下の場合は算出した額を、8,330円を超える場合には「8,330円」を記載してください。
16. 「(17)支払賃金相当額」欄は、「(12)合計日数総額」欄、「(13)合計時間総額」欄、「(15)合計日数総額」欄、「(16)合計時間総額」の合計金額を記載してください。
17. 「(18)うち加算相当額」欄は、「(5)日額換算賃金額」が、8,370円を超えている場合①～③の計算方法により記載してください。
  - ① 「(11)日額換算賃金額」欄のみが8,370円を超えている場合  
「(11)日額換算賃金額(調整後)(上限15,000円)」から8,370円額を減じた額に(9)に記載した日数を乗じた額を記載してください。  
【計算式: (「(11)日額換算賃金額(調整後)」-8,370円) × (9)】
  - ② 「(13)合計時間総額」欄のみが8,370円を超えている場合  
8,370円から「(13)合計時間総額」欄の額を減じた額を記載してください。  
【計算式: 「(13)合計時間総額」-8,370円】
  - ③ 「(11)日額換算賃金額」欄と「(13)合計時間総額」欄の両方が8,370円を超えている場合  
上記①と②により、算出した額の合計額を記載してください。
18. 「(19)対象労働者数計」欄は、対象労働者の合計人数を記載してください。
19. 「(20)有給休暇の休暇付与実績日数」欄は、「有給休暇の休暇付与実績」欄の「(7)」と「(9)」の合計日数を記載してください。
20. 「(21)有給休暇の休暇付与実績時間数」欄は、「有給休暇の休暇付与実績」欄の「(8)」と「(10)」の合計時間数を記載してください。
21. 「(22)支給申請額」欄は、「(17)支払賃金相当額」欄の合計額を記載してください。
22. 「(23)うち加算相当額合計」欄は、「(18)うち加算相当額」欄の合計額を記載してください。
23. 対象労働者が4人以上の場合は、本様式を追加提出してください。(本様式に対象労働者の記載欄を追加しないでください。)
24. (19)、(20)、(21)、(22)、(23)の全労働者分の総計について別途様式第1号①の「支給申請額等」の欄に記載してください。
25. 「申請した労働者について、特定求職者雇用開発助成金等、他の助成金について受給・申請(予定含む)している」欄は、今回申請する対象労働者について、労働局や国の関係機関から助成金を受給・申請(予定を含む)している場合は「はい」を○で囲んだ上、受給・申請している助成金の名称と対象労働者を記載してください。それ以外は、「いいえ」を○で囲んでください。
26. 記載に当たって不明な点は、「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター(0120-60-3999)」にお問い合わせください。